

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

36期(1982/昭和57年)

法曹一元に向けて



会員 伊藤 真 (36期)

湯島での前期、後期そして東京の実務修習と、実に充実した2年間を送ることができた。その中で検察官、裁判官の魅力に触れる機会も多く、将来の進路について大いに迷った。当時は検察志望者が少なかったからか、検察教官から強く任検を勧められた。実務修習でお世話になった検察官の誰もが人間的に魅力ある方ばかりだったし、湯島では佐藤道夫教官（後に札幌高検検事長を経て参議院議員を2期務めた）にずいぶん飲み食い付きの勧誘を受けて、私の気持ちも相当、検事に傾いていた。「権力を正しく使ってみないか」という言葉は世の中を知らない若造にはかなり魅力的な誘い文句だった。また、刑裁教官の「裁判官は精神貴族だ」という言葉にも惹かれたが、自分は貴族とは無縁だと思ひ辞退した。渉外事務所も今ほど大事務所でもなく、仕事の内容も自分が好きなコンピュータ関連の事案もありそうで魅かれた。

結局何をしたいのかが自分でもわからないまま、最終的にはあえて道が敷かれておらず、将来の選択の幅が最も広そうな弁護士を選んだ。このように、私の修習時代は悩みと迷いの連続だった。修習前から司法試験受験指導に関わっていたこともあり、弁護士になってからも次第に受験指導に注力するようになっていった。あのときの迷いがあったからこそ、本当に自分がやりたいことを30代半ばになって見つけることができたのだと思っている。

当時は、学者でもない人間が受験指導をすることを含めて相当批判された。マニュアルや受験テクニックばかりを教えているという誹謗中傷はひどいものだった。

「普通の弁護士の仕事をしたらどうだ」「いつまでそんなことをしているんだ」という声の中にあって人と違う自分の道を貫くことができたのは、憲法13条のおかげだ。

受験時代には表面的な理解しかできていなかった憲法の「個人の尊厳」を実感できたのは修習時代だった。若く合格して社会を知らない自分にとって、タクシー運転手や建設業など様々な社会経験をして合格してきた周りの修習生の方々が眩しかった。いかに自分が多数派、強者の側の人生を歩んできたのかに気づき、少数者の人権などと答案に書いて合格した自分の未熟さを思い知り、居心地の悪さや恥ずかしさを感じたのもこのころだった。

今、いくつかの憲法訴訟をやっているが、その中で裁判官が精神貴族ではなく官僚になってしまっている姿をいくつも見てきた。政治部門と一線を画した司法部門の存在意義が今ほど問われるときはないように思う。司法の民主化のゴールは法曹一元であり、そのために2年間の司法修習があるのだと思っていた。法曹養成制度改革の功罪は様々あるが、公平性、開放性、多様性という理念からはほど遠いものになってしまった法科大学院の失敗だけでなく、司法修習期間短縮によるカリキュラムの過密化も大きな問題だと思っている。余裕をもって法曹三者の内情を実感できる唯一の機会を奪ってしまったことは、単に修習生の負担増というだけでなく、法曹一元の将来展望を見誤るものだと憂慮する。実務修習期間を延ばし、余裕をもって社会の現場を知る機会が少しでも増えることが、司法全体の底上げにもつながると信じている。